

令和7年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年9月11日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和7年9月11日（午前9時15分）

出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
4番 中西 久博 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也
8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之
11番 中森 慰

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	中村 忠彦	産業振興課長	森井 裕
副町長	西岡 一義	環境水道課長	西田 健
参考事務課長	山下 喜市	建設課長	阪口 昇吾
施設管理室長	岡谷 吉浩	会計管理者兼出納室長	長谷川陽子
みらい安心課長	作野 和幸	代表監査委員	山下 幸生
税務住民課長	山北 早苗	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	福谷 千鶴	教育委員会事務局長	井口 由子
長寿福祉課長	西村 夏之		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	迫本 晃	書記	山下 雅輝
書記	西村 美紀	書記	宮崎 順也

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第49号～議案第62号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第49号～議案第62号）
- 日程第6 質疑（議案第49号～議案第62号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第49号～議案第62号、報告第2号、請願第1号～第4号）

上程議案

- 議案第49号 令和 7 年度 度会町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第50号 令和 7 年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第51号 令和 7 年度 度会町水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第52号 令和 6 年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第53号 令和 6 年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第54号 令和 6 年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第55号 令和 6 年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号 令和 6 年度 度会町水道事業会計決算の認定について
議案第57号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第58号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第59号 度会町税条例の一部を改正する条例について
議案第60号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する
条例の一部を改正する条例について
議案第61号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第62号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについて
報告第 2 号 令和 6 年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について
請願第 1 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願第 2 号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計
画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願第 3 号 防災対策の充実を求める請願書
請願第 4 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

◎開会の宣告

（9時15分）

○議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、
令和 7 年第 3 回度会町議会定例会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

今回、定例会の会議録署名議員は、度会町議会会議規則第127条の規定によって、議長において指名いたします。

11番 中森 慰 議員

1番 山北 佳宏 議員

◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から9月22日までの12日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による令和7年5月分から令和7年7月分までの出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局において御高覧いただきたいと思います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書が提出されております。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職・氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、町長より広報掲載のための写真撮影の申出がありましたので、撮影の許可をいたしました。

◎議案の上程（議案第49号～議案第62号）

日程第4 本日、町長より提出されました議案第49号から議案第62号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により議題といたします。

◎提案理由の説明（議案第49号～議案第62号）

日程第5 それでは、提案者、中村町長より提案理由の説明を求めます。

はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さんおはようございます。

令和7年第3回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

この夏は、平年を大きく上回る猛暑、そして少雨の影響もあり、水不足による水稻の立ち枯れなど、全国各地において、深刻な状況が報道されておりました。

気候変動の影響が日々の暮らしを大きく左右する中、本町におきましては、心配しております米作りも、一様に豊作であったように聞き及んでおります。安堵をしているところでございます。

反面、局地的な大雨に見舞われた地域も数多く、今もなお、復旧活動に御尽力されていることも目にしております。

まずは、被害に遭われた皆様に心よりのお見舞いと早期復興を御祈念申し上げたいと思います。

さて、7月の参議院議員選挙、そして、9月7日には三重県知事選挙が実施され、多くの町民の皆様が貴重な一票を通じて意思を示されました。

投票への参加は、国・県の政策に直結すると同時に、私たちの町の将来にも大きく影響するものであります。

本町といたしましても、国・県の動向を実直に注視しながら、福祉・医療、インフラ整備をはじめ、直面する町の課題解決に資する制度の活用や予算確保を積極的に図っていくことが重要と考えております。

いよいよ令和7年度も下半期を迎ますが、まさにこれからが台風シーズンでもあります。地球温暖化による気候変動の影響や海域での海水温度の上昇を要因とした予測が困難な大型台風の発生も予想されます。

消防団や各区長様など、関係各位の御努力はもちろんですが、「自助・共助・公助」を土台にした住民自治の力をもって、安心安全な度会町を築いてまいりたいと思っておりますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用をはじめ、町営診療所の開設に向けた改修工事費や医療機器の購入費、町営住宅の敷地整備工事費などを盛り込み、御提案いたします議案は、補正予算3件、決算認定5件、条例関係5件、その他1件の合計14議案でございます。

また、報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和6年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告させていただくものであります。

それでは、議案の順に従いまして、それぞれの概要を説明し、提案理由とさせていただきます。

初めに、議案第49号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ1億4,212万2,000円を追加し、予算総額を54億4,601万9,000

円といたすものでございます。

このたびの補正予算は、地方交付税の追加措置及び財源調整や国・県からの補助金による予算補正のほか、今期定例会において、予算措置が必要となる重点事業に係る事業予算を計上しております。

それでは、科目の順に主なものについて御説明申し上げます。

予算書7ページを御覧ください。

款9地方特例交付金につきましては、減収補てん特例交付金を74万2,000円減額し、款10地方交付税については、普通交付税1,124万3,000円を追加し、このたびの交付決定を受け、それぞれ調整し計上をいたしております。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、水道料金基本料の減免に要する費用に589万8,000円の追加をいたすものでございます。

目3衛生費国庫補助金では、妊婦のための支援給付費補助金として、52万円の追加をいたすものであります。

款15県支出金、項2県補助金、目9消防費県補助金では、いのちを守る防災・減災総合補助金の採択を受け、避難所環境改善事業として180万円を追加しております。

続く8ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目3まちづくり施設等整備基金では、このたびの補正予算編成に伴い、特に費用を要します町営診療所の開設に向け、1億2,000万円を繰入れ、財源調整を施すものでございます。

9ページを御覧ください。

款21町債、項1町債、目1民生債では、子ども・子育て支援事業債に150万円の追加調整をし、限度額を1,360万円といたしております。

なお、地方債補正につきましては、地方自治法第230条第2項により、4ページの第2表 地方債補正へ記載しておりますので、追って御高覧ください。

引き続き、歳出の概要につきまして、科目の順に御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目15脱炭素先行地域事業費では、委託する企業が進める調査検討事業等に対し、補助金としての支出から委託料へ予算の一部4,000万円を科目変更し、事業を遂行するものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費83万5,000円の追加については、節27繰出金における一般会計から介護保険特別会計への78万3,000円の繰出金が、主な内訳となっております。

11ページを御覧ください。

項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、節12委託料については、歳入における子

ども・子育て支援事業債を財源に、棚橋保育所の遊戯室の床面を張り替えるための設計委託料に177万4,000円を追加計上いたしております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、歳入における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け、本年12月までとしていた水道料基本料金の減免措置を、令和8年2月分まで2か月間延長するための補助金として700万円を追加計上いたすものであります。

目7医療事業費では、歳入でも御説明いたしました、まちづくり施設等整備基金から1億2,000万円を繰入れ、同額をもって町営診療所の開設に向けた改修工事や医療機器の購入といった準備を着実に進めるべく、新たに追加計上いたすものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農地費の124万9,000円につきましては、堤体からの水漏れを確認した平生馬頭池の底樋を、無人カメラで調査する委託料に116万円を計上したことが、主なものとなっています。

13ページを御覧ください。

款7土木費、項5住宅費、目1住宅管理費では、町営住宅清風団地の西側の敷地造成に、セメント改良などの追加工事が見込まれることから、500万円を追加計上いたしております。

款8消防費、項1消防費、目3防災費につきましては、歳入においても御説明をいたしました、いのちを守る防災・減災総合補助金の採択を受けたことにより、避難所用のポータブル電源3基の購入費用について、180万円の財源措置をいたしたものでございます。

以上をもちまして、議案第49号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第2号）の概要説明とさせていただきます。

引き続き、議案第50号からは、副町長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますよう、お願いいいたします。

○議長（若宮 淳也） 引き続き、西岡副町長より提案理由の説明を求めます。

はい、西岡副町長。

○副町長（西岡 一義） それでは、町長に代わりまして、順次御説明いたします。

まず、議案第50号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）を御覧ください。

歳入歳出それぞれ7,156万2,000円を追加し、予算総額を10億9,319万9,000円といったすものであります。

まず、6ページの歳入におきましては、款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金では、今回の補正予算編成における財源調整として7,005万8,000円を追加計上しております。

続きまして、7ページの歳入でございますが、款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金におきまして、令和6年度における介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う国県等への返還金として7,037万9,000円を追加計上いたしております。

続きまして、議案第51号 令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第1号）を御覧ください。

今回の補正予算の内容につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け、水道料金の負担軽減措置として、1ページ、収益的収入及び支出の第2条第1款水道事業収益、第1項営業収益の水道料金を770万円減額し、第2項営業外収益にて、一般会計補助金を700万円追加計上しています。

同じく支出においては、第1款水道事業費用、第1項営業費用に会計処理に要する経費の精査分として44万1,000円を補正計上いたしております。

次の議案第52号から議案第56号までは、令和6年度の各会計の決算認定議案で、地方自治法等の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細な内容につきましては、予算決算常任委員会等におきまして、関係課長等から実質収支に関する調書によって御説明いたします。

まず、議案第52号 令和6年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、決算書末尾の155ページを御覧ください。

1. 岁入総額は46億4,637万8,332円、2. 岁出総額45億7,922万9,146円、3. 岁入歳出差引額6,714万9,186円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源の1,428万4,000円を控除した、5. 実質収支額は5,286万5,186円となりました。

次に、議案第53号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算書末尾の25ページを御覧ください。

1. 岁入総額は9億4,603万4,053円、2. 岁出総額8億7,550万421円、3. 岁入歳出差引額及び5. 実質収支額は同額の7,053万3,632円となりました。

次に、議案第54号 令和6年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算書末尾の31ページを御覧ください。

1. 岁入総額は10億6,750万4,608円、2. 岁出総額10億1,507万8,571円、3. 岁入歳出差引額及び5. 実質収支額は同額の5,242万6,037円となりました。

次に、議案第55号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算書末尾の15ページを御覧ください。

1. 岁入総額は2億5,642万9,012円、2. 岁出総額2億5,352万7,673円、3. 岁入歳出差引額及び5. 実質収支額は同額の290万1,339円となりました。

次に、議案第56号 令和6年度度会町水道事業会計決算の認定についてでござい

ます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

内訳につきましては、令和6年度度会町水道事業会計決算書の1ページから順に記載しております。まず、1ページの収益的収入及び支出では、収入が税込決算額で2億6,461万7,600円となり、次に、2ページの支出では2億7,563万7,648円、3ページの資本的収入及び支出におきましては、収入が1億7,862万8,433円、支出は4ページのとおり2億957万218円となりました。

続きまして、議案第57号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院規則の一部改正に伴い、妊娠・出産時や育児期の職員への面談等による仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第58号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業について、新たに第2号部分休業を選択可能とする等、制度を拡充し、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第59号 度会町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、町民税の特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例等を定めるとともに、その他規定の整備を行うため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第60号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令による半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の特例の対象となる事業を改めるため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第61号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例につい

てでございます。

災害対策基本法等の一部を改正する法律が、令和7年6月4日に施行されたことに伴い、災害その他非常の場合において、指定給水装置工事事業者の確保が困難な場合、他の水道事業者が指定した給水工事事業者による給水装置工事の実施が可能となったことから、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第62号 度会町監査委員の選任につき同意を求めるについてでございます。

現在就任中の山下幸生氏の任期が、本年12月10日をもって満了することから、引き続き、山下幸生氏を委員として選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして、提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、議案の詳細につきましては、追って、各委員会におきまして、それぞれ担当課から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩いたします。

（9時43分休憩）

（10時00分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎質疑（議案第49号～議案第62号）

日程第6 これより、議案に対する質疑を行います。

議案第49号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第49号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第50号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第50号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第51号 度会町水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第51号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第52号 令和6年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第52号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第53号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和6年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第53号、議案第54号及び議案第55号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第56号 令和6年度度会町水道事業会計決算の認定についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第56号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第57号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第58号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第57号及び議案第58号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第59号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第

60号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第59号及び議案第60号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第61号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第61号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第62号 度会町監査委員の選任につき同意を求めるについてですが、人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

◎常任委員会付託（議案第49号～議案第62号、報告第2号、請願第1号～第4号）

日程第7 ただいま議題となっております、議案第49号から議案第61号、報告第2号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

人事案件でございます議案第62号 度会町監査委員の選任につき同意を求めるについてについては、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、今期定例会において、本日までに受理いたしました請願4件につきましては、お手元に配付いたしております請願書の写しを請願文書表のとおり、所管常任委員会に付託いたしますので審査をお願いいたします。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(10時5分)